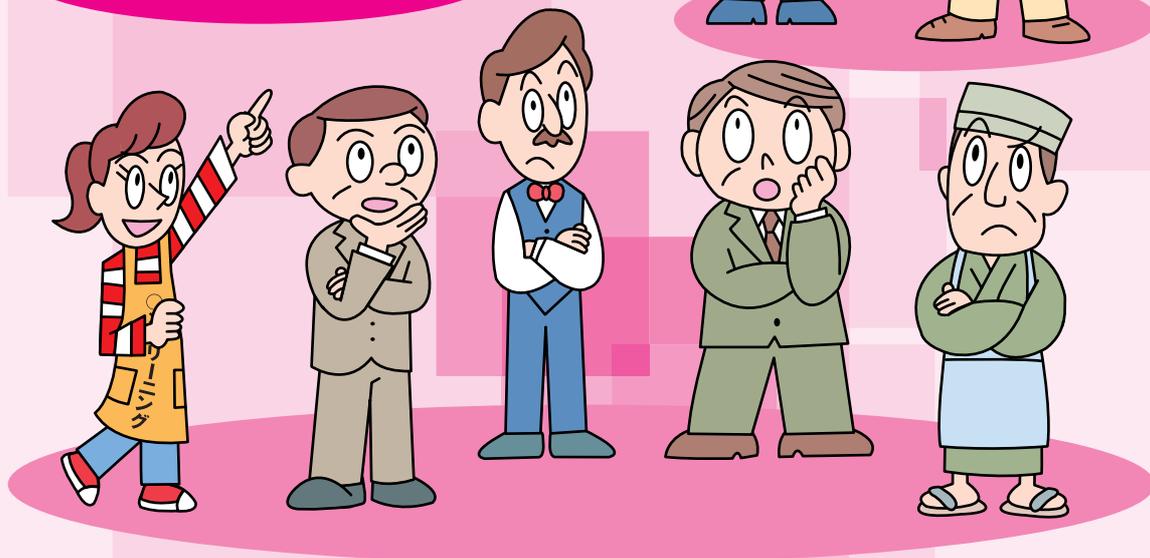


早わかり 生活衛生営業

税制

平成21年度版



財団法人

全国生活衛生営業指導センター



喫茶店



理容店



美容店



クリーニング店



公衆浴場
(銭湯)



めん類店
(そば・うどん店)



料理店
(料亭など)



興行場
(映画館・劇場・奇席)

目次

はじめに	1
1. 法人税	
1. 中小企業に対する軽減税率の時的引下げ	2
2. 欠損金の繰越控除	2
3. 欠損金の繰り戻し還付	3
4. 役員給与	4
5. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入	6
6. 交際費の損金不算入	7
7. 特定同族会社の留保金課税の適用除外	8
2. 法人税・所得税	
1. 中小企業者等における教育訓練費の税額控除	10
2. 少額減価償却資産の損金算入	11
3. 中小企業投資促進税制	12
4. 中小企業等基盤強化税制	13
5. 情報基盤強化税制	14
6. 公害防止設備に係る特別償却制度（クリーニング）	14
3. 相続税・贈与税	
1. 相続時精算課税制度	15
2. 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度	15
3. 取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予制度	17
4. 法人税・所得税・住民税・事業税	
1. 減価償却制度	18
5. 固定資産税	
1. 減免措置（旅館・ホテル）	20
2. 公衆浴場業、旅館・ホテル業の用に供する固定資産税に係る軽減	20
3. 公害防止用設備の課税標準の特例措置（クリーニング）	20
6. 消費税	
1. 課税事業者になった場合の税金の還付	21
2. 簡易課税方式（計算方式の特例）	21
7. その他	
生衛業に関するその他の税制	23

はじめに

「税制」は、社会情勢や経済情勢に合わせて毎年度適宜見直しが行われています。その分かりにくい「税制」をなんとか分かりやすくとりまとめ、生衛業の皆様にご利用いただくため冊子を作成いたしました。

本書は、平成 21 年度税制改正を基にした改訂版を作成いたしました。

昨年度同様、生活衛生関係営業についての優遇制度や注意点等について少しでも理解を深めていただき、税務申告に積極的にご利用いただき、顧問税理士への相談の際にご利用いただければ幸いです。

平成 21 年 12 月

財団法人全国生活衛生営業指導センター



1. 法人税

1. 中小企業に対する軽減税率の時限的引下げ

中小法人等の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を22%から18%に引き下げる。

(注) 中小法人等とは、次の法人をいう。

- ① 普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社等を除く。）
- ② 公益法人等
- ③ 協同組合等
- ④ 人格のない社団等

2. 欠損金の繰越控除 (全業種対象)

欠損金・・・1事業年度の課税所得金額がマイナスとなった金額

【制度の内容】

欠損金を、欠損金の発生した事業年度の翌期以後7年間繰り越し、課税所得と相殺できます。

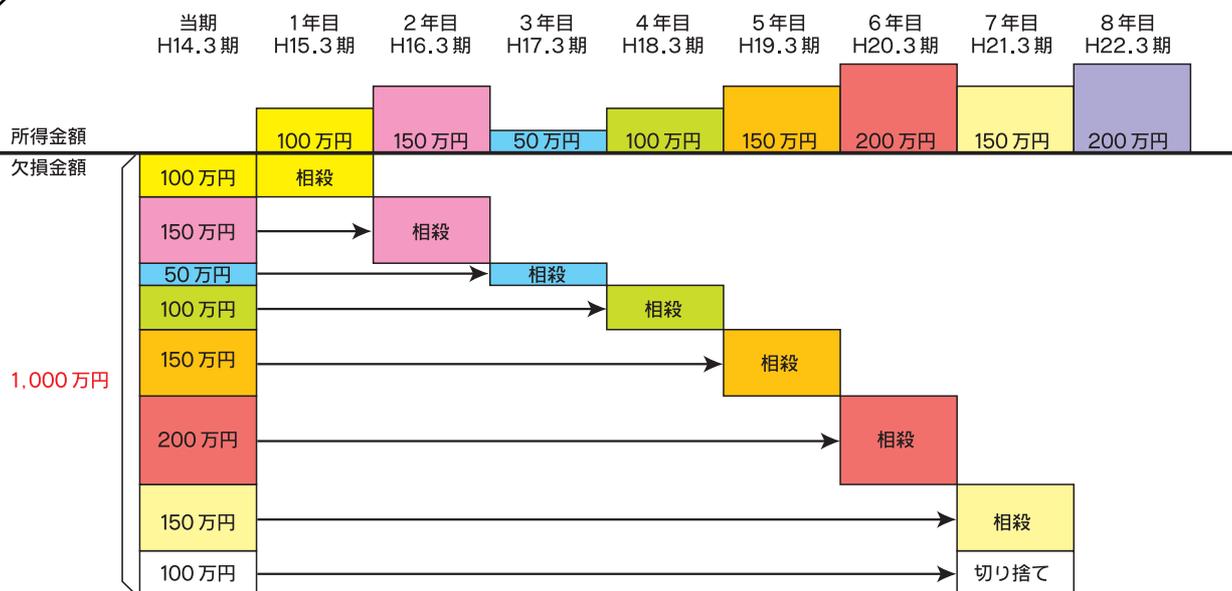
【制度の要件】

- ① 青色申告法人
- ② 毎期確定申告を提出していること

Example



A社はH14.3期に欠損金1,000万円が生じた。
H15.3期以降8年目までの所得金額の合計は次のとおり1,100万円。
この制度による課税所得は次のとおり。



	(所得金額)	(控除額)	(課税所得額)	
1年目(H15.3期)	100万円	— 100万円	0円	欠損金残高 900万円
2年目(H16.3期)	150万円	— 150万円	0円	欠損金残高 750万円
3年目(H17.3期)	50万円	— 50万円	0円	欠損金残高 700万円
4年目(H18.3期)	100万円	— 100万円	0円	欠損金残高 600万円
5年目(H19.3期)	150万円	— 150万円	0円	欠損金残高 450万円
6年目(H20.3期)	200万円	— 200万円	0円	欠損金残高 250万円
7年目(H21.3期)	150万円	— 150万円	0円	欠損金残高 100万円 → 0円 (8年目以降は控除できないので切り捨て)
8年目(H22.3期)	200万円	— 0円	200万円	欠損金残高 0万円

3. 欠損金の繰り戻し還付 (全業種対象)

【制度の内容】

欠損金を、翌期以降に繰り越さないで、前事業年度の課税所得と相殺し、前事業年度に納めた法人税を還付できます。

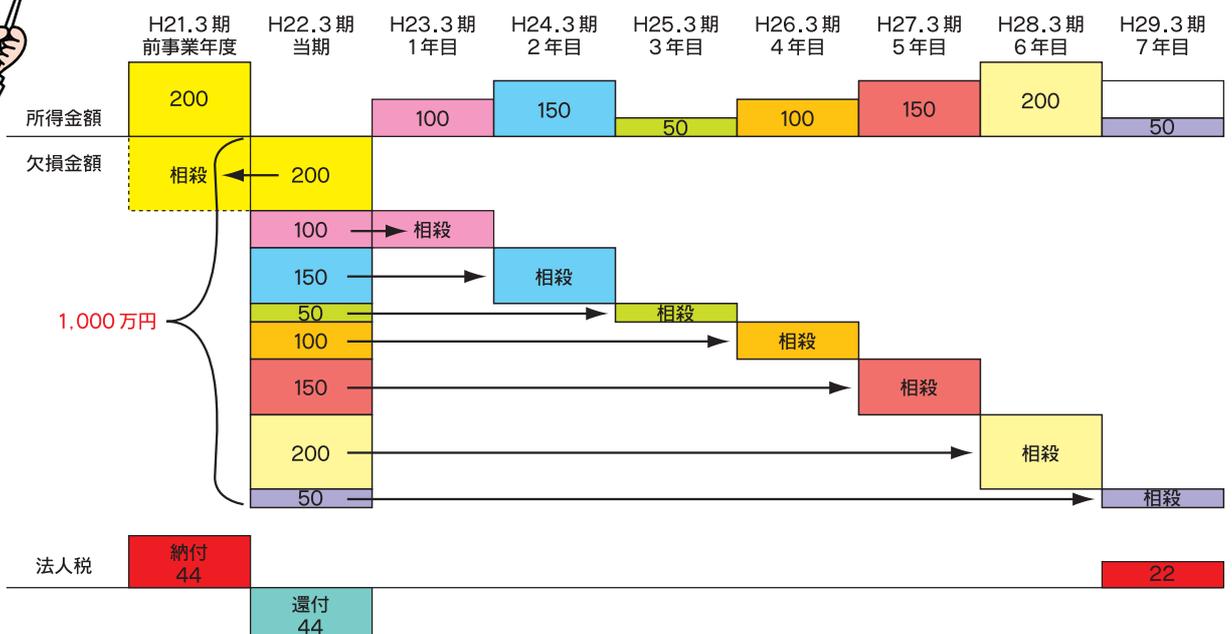
適用期限：平成 22 年 3 月 31 日まで

【制度の要件】

- ① 資本金 1 億円以下
- ② 青色申告法人
- ③ 每期確定申告を提出していること
- ④ 欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出すること

Example

B 社は H22.3 期に欠損金 1,000 万円が生じた。H21.3 期には課税所得 200 万円が生じており法人税を 44 万円納付している。この制度による還付額は図のとおり。



$$\text{還付される税額} = \text{前事業年度の法人税} \times \frac{\text{当期の欠損金額} \times}{\text{前事業年度の所得金額}}$$

※当期の欠損金額は前事業年度の所得金額を限度とする。

$$\text{還付される税額} = 44 \text{ 万円} \times \frac{200 \text{ 万円} \times}{200 \text{ 万円}} = 44 \text{ 万円}$$

※当期の欠損金額は 1,000 万円だが、前事業年度の所得金額 200 万円が限度となる。

前事業年度の法人税の全額 44 万円が還付されます。

【留意点】

設立以後 6 期目以降は、欠損金の繰り戻し還付の適用は受けられず、欠損金の繰越控除しか使えません。



1. 法人税

4. 役員給与（全業種対象）

(1) 定期同額給与

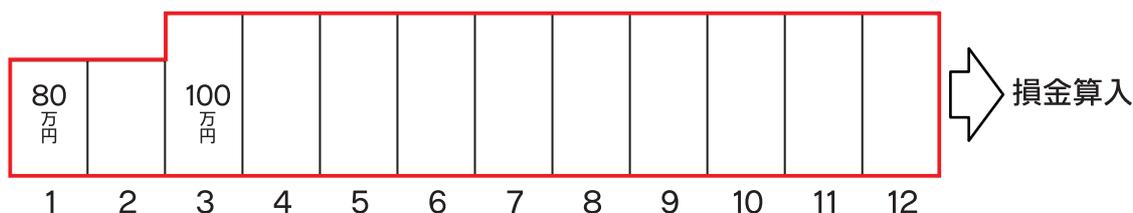
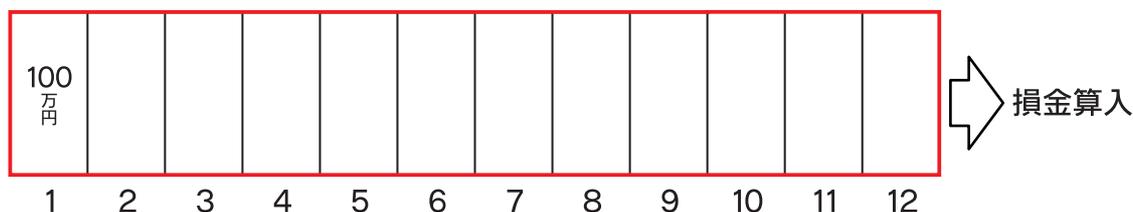
【制度の内容】

1事業年度を通じて、毎月同額の役員給与は損金に算入できます。

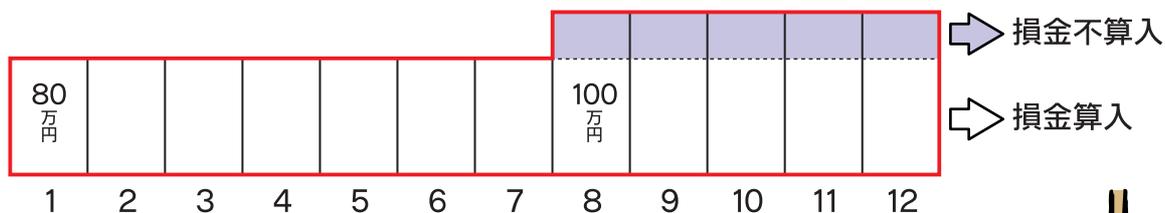
(※) 事業年度開始から3ヶ月以内の金額変更であれば損金に算入できます。

(※) 役員給与とは、役員に対する退職給与以外の役員報酬、役員賞与をいいます。

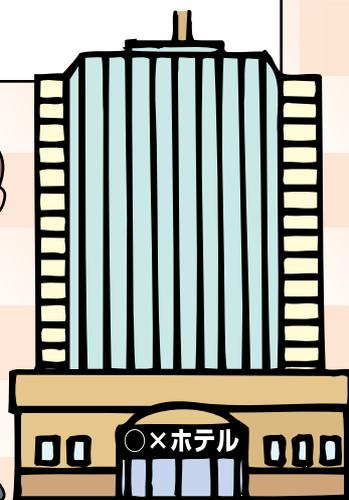
Example



※事業年度当初に遡り、差額（20万円×2ヶ月＝40万円）を支給した場合は当該差額分は損金不算入。



毎月同額の役員給与は全額損金になるけど、3ヶ月を過ぎて役員給与を変更した場合は、損金にならないのか…、気を付けなくてはならないな。



(2) 事前確定届出給与

【制度の内容】

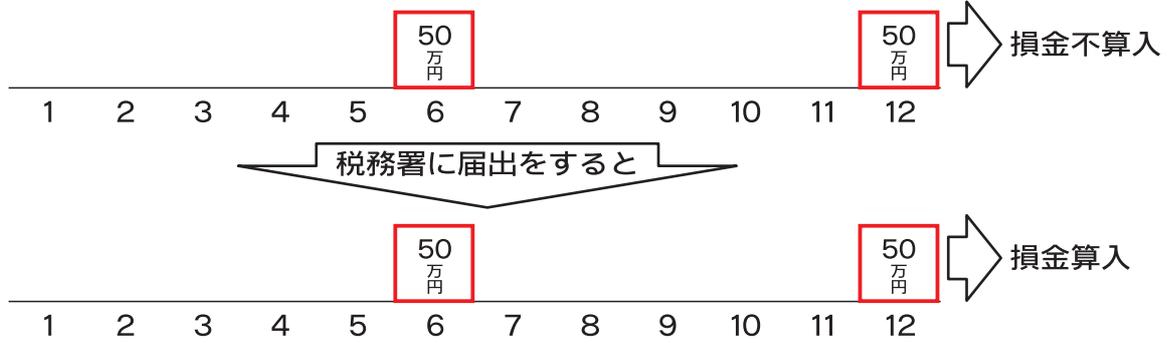
(1) の定期同額給与では、毎月同額でない役員給与は損金にならないとありますが、事前に納税地の所轄税務署に届出をした場合は、役員の職務について所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与は損金として認められます。

Example



A社では、非常勤役員に対し、6月末日及び12月末日に50万円の役員報酬を支給する規程がある。

この役員報酬は、毎月の支給ではないため、「定期同額給与」に該当せず、損金算入されないが、事前に所轄税務署に届出をすれば、損金算入が認められる。



非常勤役員の役員給与みたいな、毎月払うわけではない場合は、事前に税務署に届出しないと損金にならないんだ。うーん、確認してみよう！

【留意点】 事前確定届出給与の届出期限

	区分	届出期限
事前確定届出給与に関する届出	① 株主総会、社員総会その他これらに準ずるものの決議により役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨を定めた場合	次のうちいずれか早い日 a その決議をした日（その日が職務執行開始日以後である場合には、職務執行開始日）から1月を経過する日 b その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から4月を経過する日（新設法人の場合には設立の日後2月を経過する日）
	② 臨時改定事由により新たに事前確定届出給与の定めをした場合（その役員の臨時改定事由発生前の職務について事前確定給与の定めがあった場合を除きます。）	①の届出期限と臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日とのうちいずれか遅い日

また、既に届出をしている法人が、その届出に係る定めの内容を変更する場合において、その変更が次に掲げる事由に起因するものであるときは、その変更後の定めの内容に関する届出はその事由の区分に応じて次の日までに届出しなければならない。

	区分	届出期限
事前確定届出給与の変更届出	① 臨時改定事由により変更する場合	臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日
	② 業績悪化改定事由により変更する場合（減額する場合に限ります。）	次のうちいずれか早い日 a 業績悪化改定事由により事前確定届出給与の変更に関する株主総会等の決議をした日から1月を経過する日 b aの決議をした日以後最初に到来する直前届出に基づく支給の日の前日

1. 法人税

5. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入 (全業種対象)

【制度の内容】

特殊支配同族会社が社長（正式には業務主宰役員。通常は社長）に対して役員給与を支給した場合には、次の金額が損金になりません。

役員給与	損金にならない金額
162.5万円以下	65万円(※)
162.5万円超 180万円以下	給与額×40%
180万円超 360万円以下	給与額×30%+ 180,000円
360万円超 660万円以下	給与額×20%+ 540,000円
660万円超 1,000万円以下	給与額×10%+ 1,200,000円
1,000万円超	給与額×5%+ 1,700,000円

※役員給与が65万円以下の場合は役員給与の全額

【制度の要件】



(※1) 前3年基準所得金額…社長の役員給与がなかったとした場合の課税所得。前期以前の3年間の平均。

【留意点】

- ① 特殊支配同族会社になるかどうかは、事業年度末で判断します。
- ② 課税所得の少ない会社でも、多額の役員給与を払っている会社は、特殊支配同族会社に該当するケースがありますので、注意が必要です。

この制度のポイントは「特殊支配同族会社」に該当するかどうかだね。きちんと確認しないと！



6. 交際費の損金不算入 (全業種対象)

【制度の内容】

1. 一定額を超える交際費は損金になりません。
2. 得意先等、社外の人を交えた1人当たり5,000円以下の飲食費は交際費に該当しませんので損金に算入できます。

適用期限：平成22年3月31日まで

【制度の要件】

資本金1億円以下の場合、次の金額が損金になる限度額です。

(資本金1億円超の場合は全額損金になりません。)

- イ. 交際費が600万円まで 交際費の90%
- ロ. 交際費が600万円超 540万円

Example

A社が1事業年度に交際費を700万円使った場合



資本金
1億円以下

交際費 700 万円	
損金になる金額 540 万円	損金にならない金額 160 万円

損金になる金額 $(600 \text{万円} \times 90\%) + (600 \text{万円超は} 0 \text{円}) = 540 \text{万円}$
 損金にならない金額 $700 \text{万円} - 540 \text{万円} = 160 \text{万円}$

資本金
1億円超

交際費 700 万円	
損金にならない金額 700 万円	

【留意点】

- ① 1人当たり5,000円以下の飲食費であっても、法人の役員、従業員だけが参加する社内交際費（通常の会議、忘年会等の福利厚生費を除く）は、交際費になります。
- ② 飲食代が1人当たり5,000円以下かどうかは、税込経理のときは税込み、税抜経理のときは税抜きで判定します。
- ③ 1人当たり5,000円以下の飲食費については、次のような書類を領収書と共に保存しましょう。



なるほど。
領収書と書類をセットで保存すればいいんだな！！
でも、参加人数をごまかしてはいけないよな。

年 月 日	平成 年 月 日		
飲 食 店 名			
参加者	会社名		
	役職氏名		
参加人数合計	人		
金 額	税抜き	円 (税込み	円)
1人当たり金額	税抜き	円 (税込み	円)
飲食の目的(話題など)			

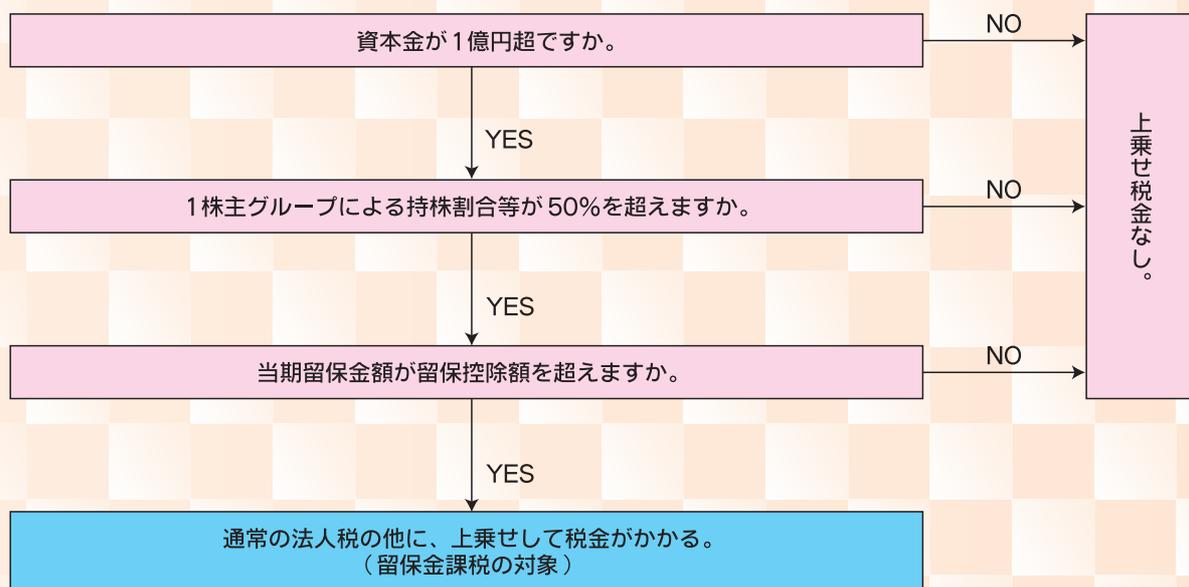
1. 法人税

7. 特定同族会社の留保金課税の適用除外（全業種対象）

【制度の内容】

特定同族会社（1株主グループによる持株割合等が50%を超える会社）は、所得のうち留保金額について通常の法人税の他に、特別税率による法人税がかかります。資本金や出資金が1億円以下である法人は、適用除外となります。

【制度の要件】



【留保控除額】

次に掲げる基準額のうち最も多い金額です。

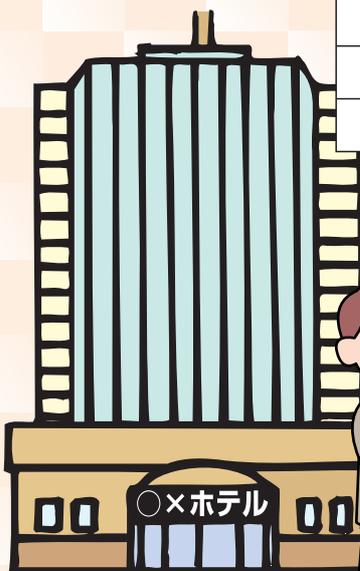
項目	改正後
①所得基準額	所得等の金額×50%（注）
②定額基準額	年2,000万円
③積立金基準額	期末資本金×25%－期末利益積立金
④自己資本基準額	自己資本比率30%に満たない場合のその満たない部分の金額（資本金1億円以下の中小法人のみ適用）

（注）資本金が1億円を超える法人は「所得等の金額×40%」となります。



[上乗せされる法人税]

課税留保金額 (A)	上乗せされる法人税
3,000 万円以下	$(A) \times 10\%$
3,000 万円超 1 億円以下	$(A) \times 15\% - 1,500,000 \text{ 円}$
1 億円超	$(A) \times 20\% - 6,500,000 \text{ 円}$



資本金が1億円超の法人は、留保金について課税されるのか。株式の分散の検討や留保金額に留意する必要があるんだね。

2. 法人税・所得税

1. 中小企業者等における教育訓練費の税額控除

【制度の内容】

教育訓練費を支払った場合には、次の金額が税額控除できます。

(※) 労務費に占める教育訓練費の割合が中小企業者等のほぼ平均である0.15%以上の場合に、教育訓練費の総額に、労務費に占める教育訓練費の割合に応じた税額控除率(8~12%)を乗じた金額を税額控除できる。(本措置は平成20年度から中小企業等基盤強化税制の中に位置付け。)
税額控除率は、次のとおり

$$8\% + \left(\frac{\text{教育訓練費}}{\text{労務費}} - 0.15\% \right) \times 40$$

【制度の要件】

- ① 資本金1億円以下の青色申告法人(大会社の出資比率が50%未満)
- ② 資本金のない法人で常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告法人
- ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告個人事業者

適用期間：平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始される事業年度

Example



A社の労務費は400万円、うち教育訓練費は1万円。

$$8\% + \left(\frac{1}{400} - 0.15\% \right) \times 40 = 12\%$$

$$\text{税額控除額 } 1\text{万円} \times 12\% = 1200\text{円}$$

右の事項を記載した書類を確定申告書に添付する必要がありますので、支払いの都度作成しておきましょう。

開催者(支出の相手先)	
所在地	
教育訓練の内容	
実施年月日、期間	平成 年 月 日
参加者名	
金額	税抜き 円(税込み 円) (それぞれの金額を記載)
支出年月日	平成 年 月 日
その他	

※ 役員又は個人事業主及びこれらと特別な関係にある者(親族等)は対象とならない。



中小零細事業所にとっても人材は必要。今回の改正で使いやすくなったので活用しましょう。

2. 少額減価償却資産の損金算入 (全業種対象)

【制度の内容】

取得価額が30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）を取得した場合は、全額損金に算入できます。
この制度の適用を受けることができる資産は、1事業年度で合計300万円までです。

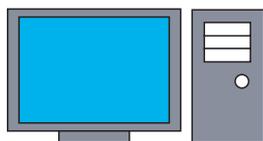
【制度の要件】

- ① 資本金1億円以下の青色申告法人（大会社の出資比率が50%未満）
- ② 資本金のない法人で、常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告法人
- ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告個人事業者
- ④ 平成22年3月31日までに取得し、事業に使っていること

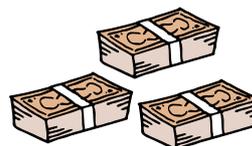
Example



当期首に1台20万円のパソコンを15台、合計300万円購入した。
パソコンの耐用年数は4年。この制度による損金算入額。



× 15



	損金算入できる金額
通常の減価償却	187.5万円
少額減価償却資産の損金算入	300万円
差額	112.5万円

（通常の減価償却）

20万円 × 0.625（※） = 12.5万円

12.5万円 × 15台 = 187.5万円

（※）平成19年4月1日以後に取得した定率法による償却率。



30万円未満の少額減価償却資産は結構あるよね。
有効に活用したいなあ。

2. 法人税・所得税

3. 中小企業投資促進税制

(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等、娯楽業(映画業を除く)は対象外)

※適用の対象については、最寄りの税務署でご確認下さい。

【制度の内容】

(特別償却)

対象資産を取得した場合は、通常の減価償却に上乗せして取得価額の30%の特別償却ができます。

(税額控除)

対象資産を取得した場合は、取得価額の7%の税額控除ができます。

(※) その事業年度の法人税額又は所得税額の20%が限度となります。

適用期間：取得の日が平成22年3月31日まで

		特別償却	税額控除
取得等の形態		取得	
資本金		1億円以下	3,000万円以下
対象資産	機械装置	1台で160万円以上	
	器具備品	1事業年度の合計が120万円以上のパソコン 又は1事業年度の合計が120万円以上のデジタル複写機(インターネット接続)	
	ソフトウェア	1つで70万円以上※	
	車両	車両総重量3.5トン以上の普通貨物自動車	

※データベース管理ソフトウェア、ファイアウォールソフトウェア等は対象外。

※個人事業者は資本金の制限はありません。

【制度の要件】

- ① 資本金1億円以下の青色申告法人(大会社の出資比率が50%未満)
- ② 資本金のない法人で常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告法人
- ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告個人事業者
- ④ 新品の対象資産を取得し、事業に使っていること
- ⑤ 対象事業を営んでいること

【留意点】

- ① 特別償却と税額控除は選択適用です。
- ② 少額減価償却資産の損金算入、他の特別償却・特別控除との併用はできません。

4. 中小企業等基盤強化税制

対象業種：卸売業、小売業、飲食店業、サービス業（風俗営業に該当する飲食店業、サービス業を除く）
 ※適用の対象については、最寄りの税務署でご確認下さい。

なお、飲食店業については対象設備を生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に規定する認定を受けた生活衛生同業組合（小組合）が策定する振興計画に基づく振興事業に係る設備に限る。

【制度の内容】

（特別償却）

対象資産を取得した場合は、通常の減価償却に上乗せして取得価額の30%の特別償却ができます。

（税額控除）

対象資産を取得した場合は、取得価額の7%の税額控除ができます。

その事業年度の法人税額又は所得税額の20%が限度となります。

適用期間：取得の日が平成23年3月31日まで

		特別償却	税額控除
取得等の形態		取得	
資本金		1億円以下	
対象資産	機械装置	1台で280万円以上	
	器具備品	1台で120万円以上の 電気冷蔵庫、電気洗濯機 その他の電気又はガス機器※	

※飲食店業以外の場合は、全ての器具備品が対象となります。

【制度の要件】

- ① 資本金1億円以下の青色申告法人（大会社の出資比率が50%未満）
- ② 資本金のない法人で常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告法人
- ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告個人事業者
- ④ 新品の対象資産を取得し、事業に使っていること
- ⑤ 対象事業を営んでいること

【留意点】

- ① 特別償却と税額控除は選択適用です。
- ② 少額減価償却資産の損金算入、他の特別償却・特別控除との併用はできません。

2. 法人税・所得税

5. 情報基盤強化税制（全業種対象）

【制度の内容】

（特別償却）

対象資産を取得した場合は、通常の減価償却に上乗せして取得価額の35%（個人事業者は50%）の特別償却ができます。

（税額控除）

対象資産を取得した場合は、取得価額の7%（個人事業者は10%）の税額控除ができます。

（※）その事業年度の法人税額又は所得税額の20%が限度となります。

適用期間：取得の日が平成22年3月31日まで

		特別償却	税額控除
取得等の形態		取得	
資本金		制限なし	
対象資産	ソフトウェア 器具備品	①基本システム イ サーバー用のオペレーティングシステムのソフトウェア ロ サーバー用の電子計算機（イが書き込まれたもの） ②データベース管理ソフトウェア又はそのデータベースを構成する情報を加工する機能を有するソフトウェア ③ファイアウォールソフトウェア又はファイアウォール装置（①又は②と同時設置に限る。） ④部門間・企業間で分断されている情報システムを連携するソフトウェア	
	金額要件	①から④の合計が、次の金額以上。 資本金10億円超の法人 ……………1億円 資本金1億円超10億円以下の法人 ……3,000万円 資本金1億円以下の法人、個人 ……………70万円	

【制度の要件】

- ① 青色申告法人
- ② 青色申告個人事業者
- ③ 新品の対象資産を取得し、事業に使っていること

【留意点】

- ① 特別償却と税額控除は選択適用です。
- ② 少額減価償却資産の損金算入、他の特別償却・特別控除との併用はできません。

6. 公害防止設備に係る特別償却制度（クリーニング）

【制度の内容】

大気汚染防止法により排出が規制されている指定物質（テトラクロロエチレン）を活性炭により吸着して回収する装置で300万円以上のものを取得した場合は、通常の減価償却に上乗せして取得価格の14%の特別償却ができます。

適用期間：取得の日が平成23年3月31日まで

1. 相続時精算課税制度

将来相続関係にある親から子への贈与について、選択制により、贈与時に贈与税を軽減し、相続時に相続税で精算する課税制度です。

【制度の内容】

区分	相続時精算課税制度
贈与者	65歳以上の親 (父・母ごとに選択できる)
受贈者	20歳以上の子 (兄弟姉妹ごとに選択できる)
選択の届出	必要 (一度選択すれば、相続時まで継続適用)
控除	非課税枠：2,500万円 (限度額まで複数年にわたり使用可)
税率	一律20%の税率
適用手続	選択を開始した年の翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書を提出
相続時精算	相続税の計算時に精算(合算)される。 (贈与財産は贈与時の時価で評価)

2. 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度

【制度の内容】

経営承継相続人が、相続等により、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号に基づき経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の議決権株式等を取得した場合には、その経営承継相続人が納付すべき相続税額のうち、その議決権株式等(相続開始前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その中小企業者の発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限る。以下「特例適用株式等」という。)に係る課税価格の80%に対応する相続税額についてはその経営承継相続人の死亡等の日までその納税を猶予する。

(注1)「経営承継相続人」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号トに規定する経営承継相続人をいう。

(注2)経営承継相続人は、経済産業大臣の認定の有効期間(5年間)内は毎年、その後は3年毎に継続届出書を税理所長に提出しなければならない。

(猶予税額の計算)

- ① 相続税の納税猶予の適用がないものとして、通常の相続税額の計算を行い、各相続人の相続税額を算出する(経営承継相続人以外の相続人の相続税額は、この額となる。)

3. 相続税・贈与税

②経営承継相続人以外の相続人の取得財産は不変としたうえで、経営承継相続人が、特例適用株式等（100%）のみを相続するものとして計算した場合の経営承継相続人の相続税額と、特例適用株式等（20%）のみを相続するものとして計算した場合の経営承継相続人の相続税額の差額を、経営承継相続人の猶予税額とする。

なお、①により算出した経営承継相続人の相続税額からこの猶予税額を控除した額が経営承継相続人の納付税額となる。

（猶予税額免除）

その経営承継相続人が特例適用株式等を死亡の時まで保有し続けた場合は、猶予税額の納付を免除する。このほか、経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）経過後における猶予税額の納付の免除については次による。

- ①特例適用株式等に係る会社について、破産手続き開始の決定又は特別精算開始の命令があった場合には、猶予税額の全額を免除する。
- ②次の後継者へ特例適用株式等を贈与した場合において、その特例適用株式等について贈与税の納税猶予制度（後述）の適用を受けるときは、その適用を受ける特例適用株式等に係る相続税の猶予税額を免除する。
- ③同族関係者以外の者へ保有する特例適用株式等を一括して譲渡した場合において、その譲渡対価又は譲渡時の時価のいずれか高い額が猶予税額を下回るときは、その差額分の猶予税額を免除する。

なお、租税回避行為に対応するため、上記①、③の場合において免除するとされる額のうち、過去5年間の経営承継相続人及び生計を一にする者に対して支払われた配当及び過大役員給与等に相当する額は免除しない。

（猶予税額の納付）

- ①経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）内に、経営承継相続人が代表者でなくなる等、当該認定の取消事由に該当する事実が生じた場合には、猶予税額の全額を納付する。
- ② ①の期間経過後において、特例適用株式等の譲渡等をした場合には、特例適用株式等の総数に対する譲渡等をした特例適用株式等の割合に応じて猶予税額を納付する。

（利子税の納付）

上記猶予税額の納付により、猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、相続税の法定申告期限からの利子税（年3.6%）を併せて納付する。

（担保の提供）

相続税の納税猶予の適用を受けるためには、原則として、特例適用株式等のすべてを担保に供さなければならぬ。

（その他）

①租税回避行為への対応

イ 資産保有型会社の判定において、過去5年間に経営承継相続人及びその同族関係者に対して支払われた配当や過大役員給与等に相当する額を特定資産及び総資産の額に加算する。

ロ 相続開始前3年以内に経営承継相続人の同族関係者からの現物出資又は贈与により取得した資産の合計額の総資産に占める割合が70%以上である会社に係る株式等については、本特例を適用しない。

ハ 上記のほか、経営承継相続人等の相続税等の負担を不当に減少させる結果となると認められる行為に対応するための措置を講ずる。

②他の特例との適用関係

相続税の納税猶予の適用を受ける場合も、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を認める。

③現行の特例の廃止等

イ 特定同族会社株式等に係る課税価格の計算の特例（以下「10%減額特例」という。）は、平成21年3月31日をもって廃止する。

なお、平成21年3月31日までに、10%減額特例の適用を受けるため相続時精算課税制度を選択して贈与を受けた株式等については、（イ）10%減額特例の適用要件を満たしている場合には、相続時に10%減額特例を適用する。（ロ）後継者が平成22年3月31日までに相続税の納税猶予の適用を受ける旨の選択をした場合には、その後継者については、10%減額特例に代えて相続税の納税猶予を適用する。

ロ 特定同族株式等に係る贈与税の相続時精算課税制度の特例は、イ（ロ）と同様の経過措置を講じたうえ、廃止する。

④適用関係等

イ 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の施行日（平成20年10月1日）以後の相続等について適用を可能とする措置を講ずる。

ロ 平成20年10月1日から平成21年3月31日までの間に開始した相続に係る被相続人の遺産に非上場企業会社の株式等が含まれており、かつ、当該被相続人が当該非上場企業会社の代表者であった場合には、当該被相続人に係る相続税の申告書の提出期限を平成22年2月1日まで延長する。

3. 取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予制度

【制度の内容】

- ①後継者が、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく経済産業大臣の認定を受けた非上場会社を営んでいた親族から、贈与によりその保有株式等の全部（贈与前から既に後継者が保有していたものを含めて、発行済議決権株式等の総数3分の2に達するまでの部分を上限とする。以下「猶予対象株式等」という。）を取得した場合には、猶予対象株式等の贈与に係る贈与税の全額の納税を猶予する。
- ②猶予税額の納付、免除等については、相続税の納税猶予と同様とする。
- ③贈与者の死亡時には、引き続き保有する猶予対象株式等を相続により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税額を計算する。その際、経済産業大臣の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予を適用する。

4. 法人税・所得税・住民税・事業税

1. 減価償却制度

1 平成 19 年度改正

【法定耐用年数の見直し】

- ① フラットパネルディスプレイ製造設備 5年（改正前10年）
- ② フラットパネル用フィルム材料製造設備 5年（改正前10年）
- ③ 半導体用フォトレジスト製造設備 5年（改正前8年）

【減価償却方法の改正】

	平成 19 年度 改正前	平成 19 年度 改正後
定 額 法	(取得価額－残存価額) × 1/n (※) ※残存価額＝取得価額 × 10% (無形固定資産は 0)	取得価額 × 1/n
定 率 法	未償却残高 × (1 - $\sqrt[n]{10\%}$) ※未償却残高＝取得価額－前年まで償却累計額	未償却残高 × (1/n × 2.5)
償却可能限度額	取得価額 × 95%まで償却可能 (無形減価償却資産は 0円まで)	耐用年数経過時点に 1円 (備忘価額) まで償却可能 (無形減価償却資産は 0円まで)

※ n；耐用年数

平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額（取得価額の 95%）まで償却した事業年度等の翌事業年度以後 5 年間で均等償却ができます。

2 平成 20 年度改正

1) 法定耐用年数区分の大括り化・耐用年数の見直し

機械装置の区分数
390 区分（設備の種類毎）



見直しにより
55 区分（日本標準産業分類の中分類）に大括り化

機械及び装置の耐用年数表

改正前

番号	設備の種類	細 目	耐用年数	番号	用 途	細 目	耐用年数
1	食肉又は食鳥処理加工設備		9	42	飲食料品卸売業用設備		10
1	食肉又は食鳥処理加工設備		9	44	飲食料品小売業用設備		9
358	ホテル、旅館又は料理店業用設備及び給食用設備	引湯管	5	47	宿泊業用設備		10
		その他の設備	9				
358	ホテル、旅館又は料理店業用設備及び給食用設備	引湯管	5	48	飲食店用設備		8
		その他の設備	9				
359	クリーニング設備		7	49	洗濯・理容・美容・浴場業用設備		13
360	公衆浴場設備	かま、温水器及び温かん	3				
		その他の設備	8				
48	洗毛、化炭、羊毛トップ、ラップヘニー、反毛、製綿又は再生綿業		10	50	その他生活関連サービス業用設備		6
361	火葬設備		16				
364	天然色写真現像焼付設備		6				
365	その他の写真現像焼付設備		8				
366	映画又は演劇興行設備			51	娯楽業用設備		
		証明設備	5			映画館又は劇場用設備	11
		その他の設備	7			遊園地用設備	7
367	遊園地用遊戯設備（原動機付きのものに限る。）		9			ボーリング場用設備	13
367の2	ボーリング場用設備					その他の設備	
		レーン	5			主として金属製のもの	17
		その他の設備	10			その他のもの	8
1	食肉又は処理加工設備		9	54	その他サービス業用設備		12

改正後

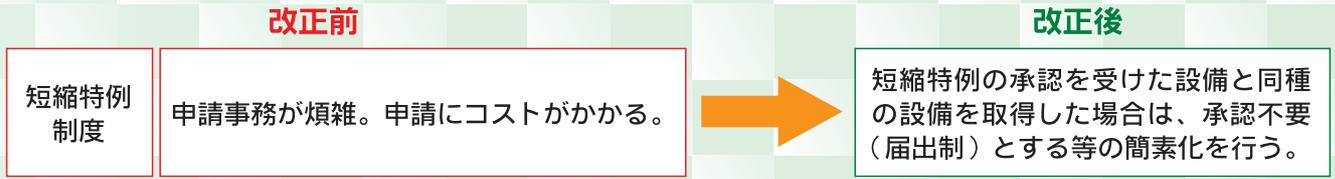
公害防止用減価償却資産の耐用年数表

改正前

種類	耐用年数
構築物	18
機械及び装置	5

改正後

2) 耐用年数の短縮特例制度の手続き簡素化



①耐用年数の短縮制度の概要

耐用年数の短縮制度とは、法人の有する減価償却資産について、法令で定められた短縮事由のいずれかの事由によって、その資産の実際の使用可能期間がその資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合（おおむね10%以上短くなる場合をいいます。）に、あらかじめ納税地を所轄する国税局長の承認を受けることにより、その資産の使用可能期間を耐用年数として、早期に償却することができるという制度です。

要件

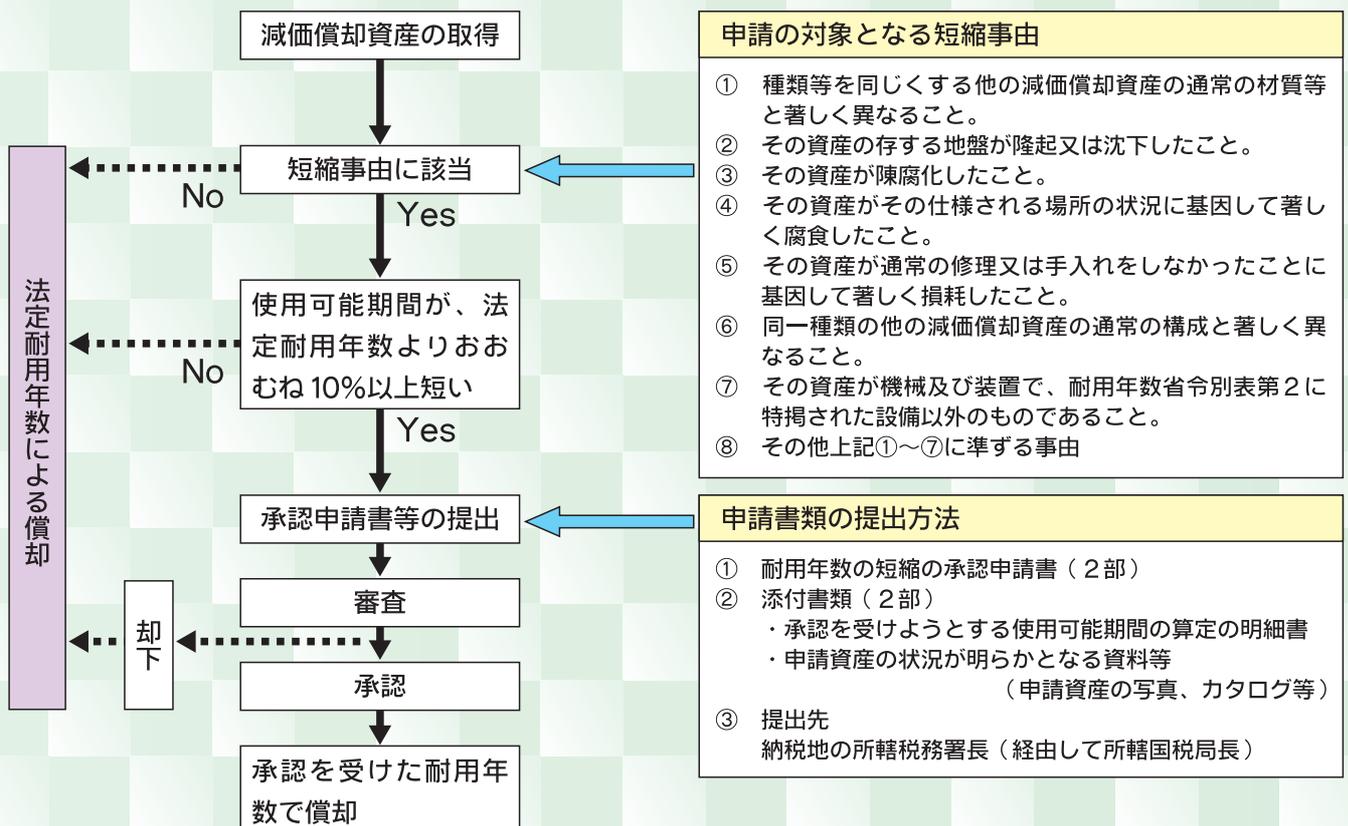
- 当該資産が、法令で定められた短縮事由のいずれかの事由に該当すること。
- 当該資産の使用可能期間が法定耐用年数よりおおむね10%以上短くなること。
- 耐用年数の短縮の承認申請書を納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に提出し、所轄国税局長より承認を受けること。

②申請の対象となる資産の単位

耐用年数の短縮の対象となる資産の単位は、原則として、減価償却資産の種類ごと、かつ、耐用年数の異なるものごととなります。

ただし、種類が同じでも、構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分ごととなります。

③耐用年数の短縮の申請手続きの流れ



5. 固定資産税

1. 減免措置（旅館・ホテル）

生きがい対応型デイサービス事業を実施する旅館・ホテルについて、各市町村における自主的な判断（※）により固定資産税を減免できることとなっています。

※各市町村にご確認下さい。

2. 公衆浴場業、旅館・ホテル業（公衆浴場業等）の用に供する固定資産税に係る軽減（公衆浴場、旅館・ホテル）

- ① 公衆浴場業等の用に供する固定資産については、当該固定資産税に係る税額の2/3相当額が軽減されます。
- ② 高齢者、障害者に対する福祉入浴サービスを提供し、一定の基準を満たす公衆浴場（福祉浴場）業等については、税額が1/6に軽減されます。

3. 公害防止用設備の課税標準の特例措置（クリーニング）

- ① 活性炭利用吸着式処理装置（一体となって設置され、不可分の状態にあるドライクリーニング装置を含む）については課税標準が1/3に軽減されます。
- ② 地下水浄化設備（水質汚濁防止第2条第2項第1号に規定する物質（テトラクロロエチレン等）を含む地下水の水質を浄化するための装置）については、課税標準が1/2に軽減されます。
- ③ 適用期限：平成22年3月31日まで

1. 課税事業者になった場合の税金の還付

【制度の内容】

免税事業者は、選択により課税事業者になることができます。
 預かった消費税よりも支払った消費税が大きい場合には、
 消費税を還付（戻ってくる）することができます。



Example



	前々事業年度	前事業年度	当期
課税売上高	900万円	900万円	900万円
課税仕入高	800万円	800万円	1,500万円
	基準期間		
	900万円	900万円	900万円
	800万円	800万円	1,500万円
			…預った消費税 45万円
			…支払った消費税 75万円

「消費税課税事業者選択届出書」を提出

↓

本来は免税事業者
↓
課税事業者になった

免税事業者から課税事業者になるには税務署への届出が必要だな。

預かった消費税・・・ 900万円×5%=45万円
 支払った消費税・・・ 1,500万円×5%=75万円
 納付する消費税 = 預かった消費税45万円 - 支払った消費税75万円
 = △30万円・・・還付される



【留意点】

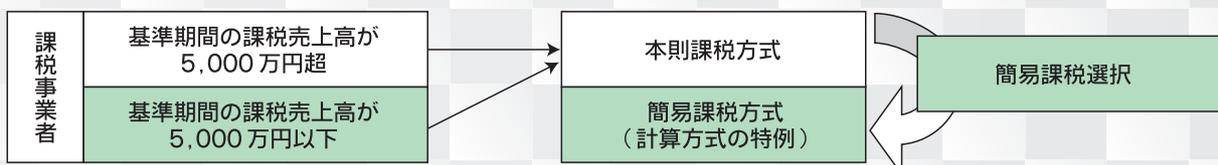
- ① 課税事業者を選択すると、2年間、免税事業者になれません。
- ② 2年経過後に免税事業者に戻る場合には、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を税務署に提出しなければなりません。
- ③ ②の提出期限は、課税事業者になりたい事業年度開始日の前日までです。

2. 簡易課税方式（計算方式の特例）

【制度の内容】

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の課税事業者は、選択により消費税を簡易課税方式で計算することができます。

本則課税方式よりも、簡易課税方式で計算したときの方が、消費税が安くなることがあります。



6. 消費税

【計算方法】

$$\begin{aligned} \text{納付する消費税} &= \text{預かった消費税} && - \text{支払った消費税} \\ &= \text{課税売上に係る消費税} && - (\text{課税売上に係る消費税} \times \text{みなし仕入率}) \\ &= \text{課税売上高} \times 5\% && - (\text{課税売上高} \times 5\% \times \text{みなし仕入率}) \end{aligned}$$

みなし仕入率

第一種事業（卸売業）	90%
第二種事業（小売業）	80%
第三種事業（製造業等）	70%
第四種事業（その他の事業）	60%
第五種事業（不動産業、運輸通信業、サービス業）	50%

食肉販売店	第一種事業（90%）又は第二種事業（80%）	社交業（スナック・バー）	第四種事業（60%）
食鳥肉販売店	第三種事業（70%）	料理店（料亭など）	第四種事業（60%）
冰雪販売業（氷屋）	第一種事業（90%）又は第二種事業（80%）	理容店	第五種事業（50%）
めん類店（そば・うどん）	第四種事業（60%）	美容店	第五種事業（50%）
その他の飲食店（食堂・レストランなど）	第四種事業（60%）	興行場、映画館	第五種事業（50%）
すし店	第四種事業（60%）	クリーニング店	第五種事業（50%）
喫茶店	第四種事業（60%）	公衆浴場	第五種事業（50%）
中華料理店	第四種事業（60%）	ホテル・旅館	第五種事業（50%）

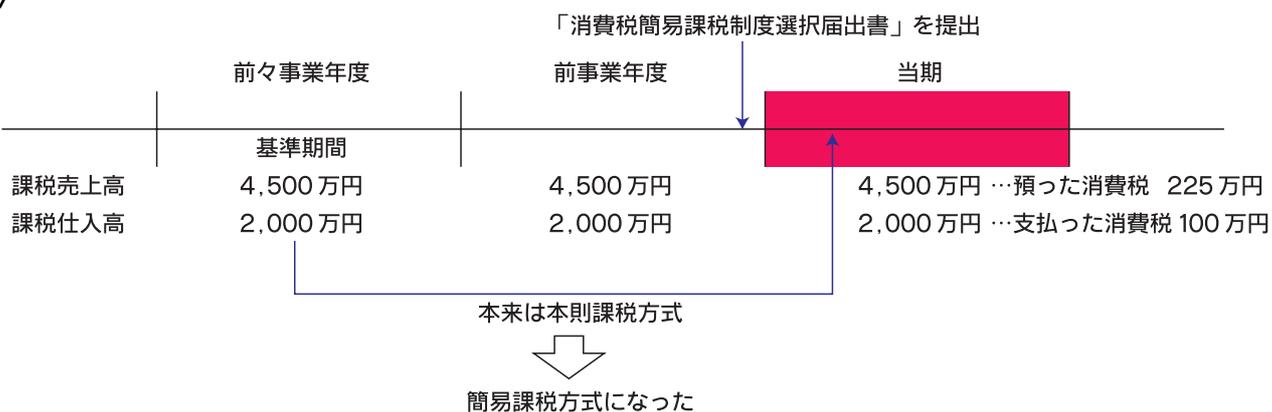
- ※ 1. みなし仕入率は売上げごとに第1種事業から第5種事業に区分する必要があります。詳しくはお近くの税務署でご確認下さい。（例）ホテル、旅館業での自動販売機や売店の売上げは第2種事業（小売業）になります。
- ※ 2. 2種類以上の事業を営む事業者で、1種類の事業の課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占める場合には、75%以上の事業のみなし仕入率を用いることができます。

Example



そば屋 A では、前々事業年度の課税売上高は4,500万円で、当期は消費税の課税事業者となる。当期の課税売上高は4,500万円、課税仕入高は2,000万円だった。

1. 本則課税方式により計算した納付する消費税。
2. 簡易課税方式により計算した納付する消費税。



1. 本則課税方式

預かった消費税・・・4,500万円×5%=225万円
 支払った消費税・・・2,000万円×5%=100万円
 225万円-100万円=納付する消費税125万円

2. 簡易課税方式

預かった消費税・・・4,500万円×5%=225万円
 支払った消費税・・・225万円×みなし仕入率60%=135万円
 225万円-135万円=納付する消費税90万円

【留意点】

- ① 簡易課税方式を選択すると、2年間、本則課税方式に戻れません。
- ② 2年経過後に本則課税方式に戻る場合には、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を税務署に提出しなければなりません。
- ③ ②の提出期限は、本則課税方式に戻りたい事業年度開始日の前日までです。

生衛業に関するその他の税制

法人税

貸倒引当金の特例

- ・生活衛生同業組合等は、通常の引当金限度額の116%相当額を損金に算入できます（平成23年3月31日まで）。
- ・資本金1億円以下の法人は、実績繰入率と法定繰入率との選択ができます。

共同利用施設に係る特別償却

- ・出資組合である生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設で振興計画に係るものについては8%の特別償却が認められます（平成23年3月31日まで）。
※具体例：共同冷凍庫、研修施設、共同購入資材配送車等

留保所得の特別控除

- ・出資組合である生活衛生同業組合等が各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、政令で定めるところにより計算した金額の32%に相当する額を損金に算入できます（平成23年3月31日まで）。

特定地域における工業用機械等の特別償却

- ・平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に、山村振興法の振興山村の区域内において、製造の事業、旅館業又はソフトウェア業の用に供する一定の減価償却資産の取得等をした場合には、その取得価額の10%相当額（建物等については、6%相当額）の特別償却ができます。

7. その他

登録免許税

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に係る税制上の特例措置

・産業活力再生特別措置法の認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の軽減税率について次のとおり引き上げる（平成22年3月31日まで）。

- (1) 株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記※1
1,000分の3.5
- (2) 合併又は分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記における純増部分の登記※2
1,000分の3.5
- (3) 法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転登記※3
1,000分の16
- (4) 合併又は分割による法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転登記※4
1,000分の2

適用期間：平成21年4月1日～平成22年3月31日まで

租税特別措置法 80条1項	措置の内容		通常の 税率	産活法 の特例	軽減率
1号※1	会社の設立、資本金の増加		0.7%	0.35%	0.35%
2号※2	合併		0.15%	0.1%	0.05%
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)		0.7%	0.35%	0.35%
3号※2	分割		0.15%	0.1%	0.05%
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の分割)		0.7%	0.35%	0.35%
4号(売買)※3	不動産の所有権の 取得	土地	1.0% ^(※)	1.6%	なし
		建物	2.0%	1.6%	0.4%
5号※4	合併時	(不動産)	0.4%	0.2%	0.2%
	分割時	(不動産)	0.8%	0.2%	0.6%

※売買による土地の所有権移転の登記については、租税特別措置法72条によって産活法よりも有利な税率が設定されていることから、同法80条1項4号の税率は適用しないこととしている。

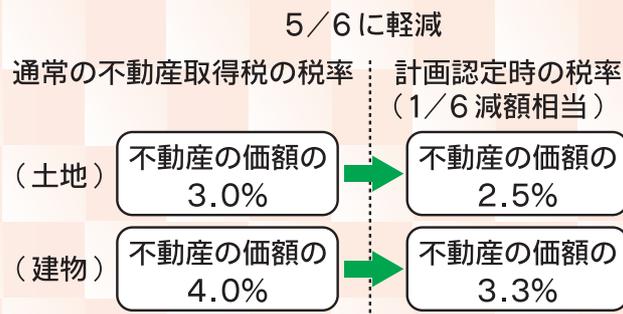
増資額1億円当たり、35万円のコスト軽減。
不動産登記も、たとえば、分割に伴い1億
円の不動産を移転する場合、60万円のコ
スト軽減。これは大きいなあ



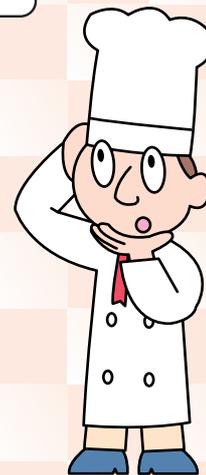
不動産取得税 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に係る税制上の特例措置

計画（事業再構築計画、経営資源再活用計画、中小企業承継事業再生計画等）に従って営業の譲渡等を受けた者が、当該譲渡等に係る不動産を取得し、かつ、当該計画に係る事業の用に供したときには、当該不動産に係る不動産取得税額（建物の場合は取得価格の4%、土地、住宅の場合は3%）から1/6に相当する額に減額されます（平成23年3月31日まで）。

適用期間：平成21年度～平成22年度



1億円の建物を取得した場合、
70万円のコストを軽減。
これも大きいなあ



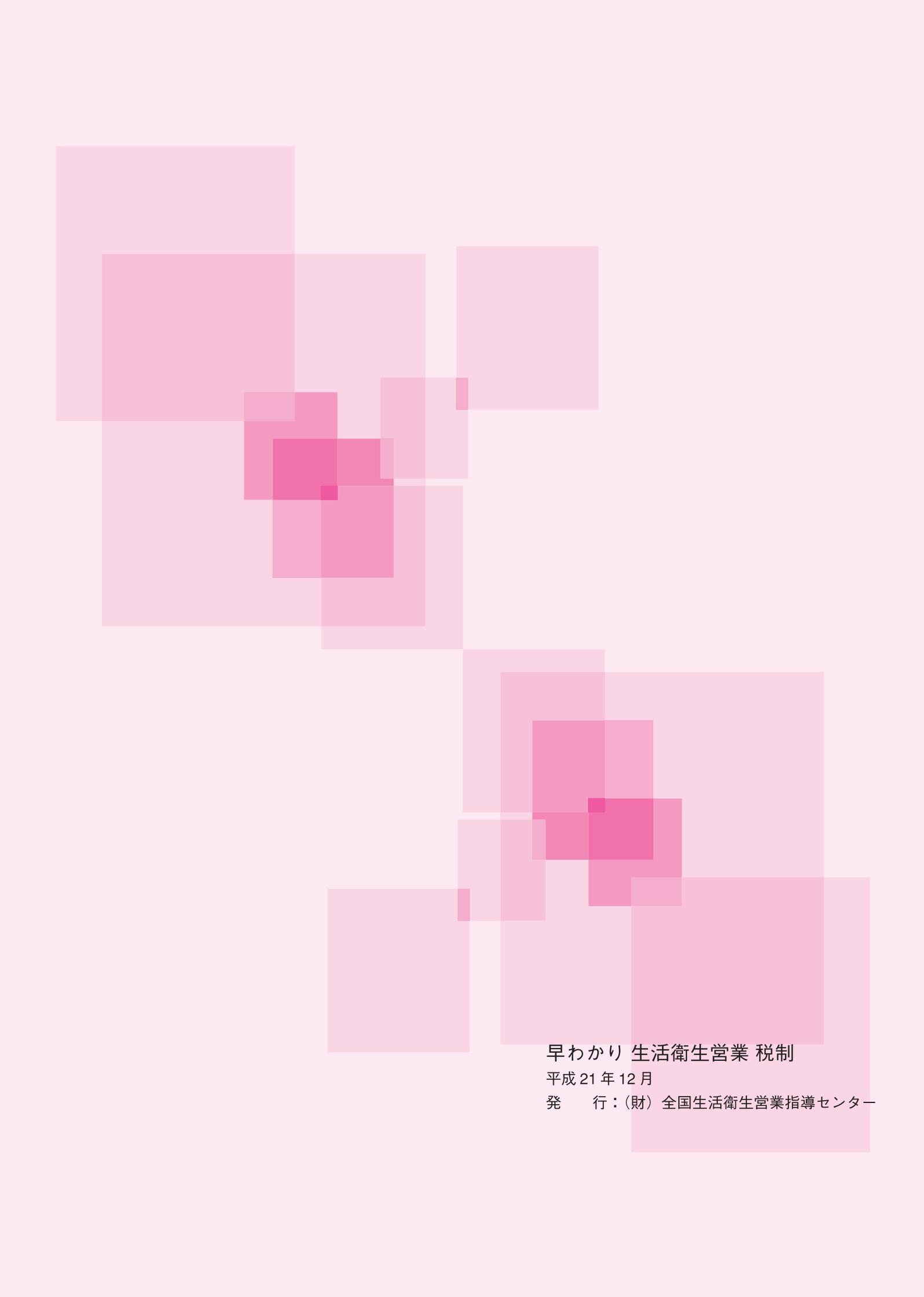
事業所税

非課税措置

- ・ 物価統制令の適用を受ける公衆浴場
- ・ 非出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会の非収益事業

軽減措置（税額の1/2を軽減）

- ・ 出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会並びに生活衛生同業小組合が本来の事業の用に供する施設
- ・ ホテル、旅館業の用に供する施設（風俗営業法第2条第6項第4号に規定するもの（モーテル、ラブホテル等）を除く）のうち、客室、宿泊客の利用する食堂、広間等



早わかり 生活衛生営業 税制

平成21年12月

発行：(財)全国生活衛生営業指導センター